

Ⅳ 未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活

（１）国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備の推進

【森林整備事業・治山事業 267,885（282,368）百万円の内数】

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,433（1,118）百万円の内数】

【花粉発生源対策プロジェクト 2,587（30）百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承のために、「美しい森林づくり」を推進します。

その内容は、総合的な間伐推進のための「美しい森林づくり」促進対策、美しい森林づくり推進国民運動の展開、花粉発生源対策などです。

（我が国の森林・林業の現状）

- ・ 森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級（10齢級以上）の森林が約150万ha（45%）。
- ・ 私有林の4分の1を不在村森林所有者が所有（327万ha）。
- ・ 平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え（20.3%）、国産材の利用量は増加傾向。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 「美しい森林づくり」推進総合対策

（１）「美しい森林づくり」促進対策

森林所有者の負担、地方財政事情など森林整備を巡る情勢に対処し、また、人工林の資源内容の変化等に対応するため、制度の充実を図るなど、総合的な取組を展開します。

充実内容 1 高齢級森林の利用間伐を進めます。

10齢級以上（46年生以上）の森林の間伐について、民間資金の活用、事後精算という全く新しい方式で助成します。

間伐実施者が、短期資金を民間金融機関から借り入れる際に、これに要する利子を全額負担します。返済は間伐による収入で行い、間伐実施により損失が発生した場合は、損失額の2/3（間伐経費の1/2以内）を補填します。間伐実施者はリスク軽減により意欲的な事業実施が可能となります。

高齢級森林整備促進特別対策事業 1, 000 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

充実内容 2 7～9 齢級の間伐への補助を本格的に実施します。

人工林の高齢級化に対応して、補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進します。また、水源かん養や山地災害防止などの機能の程度にかかわらず補助の対象とします。

育成林整備事業等（公共） 28, 711 (35, 065) 百万円の内数
補助率：3 / 10
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 3 現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設します。

間伐、耕作放棄地等への植林などに取り組むとともに、地域提案枠（事業費の1割）を活用した事業を実施することができます。

美しい森林づくり基盤整備交付金（公共） 1, 000 (0) 百万円
補助率：1 / 2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 4 定額助成方式による森林整備を引き続き実施します。

地方公共団体や森林組合等が、集約化等の取組を行いつつ、森林所有者等の自己負担を軽減することができるよう、定額助成方式の間伐を推進します。

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）
2, 169 (1, 971) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

充実内容 5 森林整備法人等による「非皆伐施業」を推進します。

間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換に地域一体で取り組めるよう、合意形成、分収林契約の変更、協定締結等の取組の支援や、有利子の農林公庫資金と併せ貸しする無利子資金の貸付割合の引上げを行います。

「美しい森林」共同整備特別対策事業 700（0）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：都道府県協議会

充実内容 6 水土保持機能の低下した保安林を整備するため治山事業を充実します。

過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能や山地災害防止機能を回復するため、健全な成長促進を図る森林整備の対象年齢を引き上げ、また、えん堤等の治山施設の整備と併せて行う森林整備の制度を導入します。

保育事業、復旧治山事業等（公共）
57, 292（59, 533）百万円の内数
補助率：1／2、1／3等
事業実施主体：国、都道府県

充実内容 7 路網の整備、間伐材の利用促進等を進めます。

低コスト作業システムに対応した路網整備を計画的に行うとともに、林業用機械の整備、間伐材の用途開拓等により間伐実施の条件を整えます。

【林道改良統合補助事業（公共） 499（550）百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 9, 692（9, 756）百万円の内数】

【山村再生総合対策事業 300（0）百万円の内数】

充実内容 8 利用間伐を推進する融資制度を創設します。

利用間伐に係る計画に基づき利用間伐を拡大する林業者（個人、法人、林業公社等）に対して、利用間伐に必要な資金と農林公庫資金の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付ける融資制度を創設するとともに、間伐を大規模に実施する者に対して、一層低利で運転資金を融通します。

【金融措置】

充実内容 9 地方財政措置を充実します。

森林吸収目標達成に資するため、追加的な間伐等の実施に必要な地方負担について地方債の対象とするなど、地方財政措置を充実します。

【地方財政措置】

充実内容10 効率的な森林整備が可能な担い手を確保します。

低コスト作業等に必要な技術を有する人材の育成・定着、森林組合等の林業事業体における「森林施業プランナー」の養成の加速化、高性能林業機械のリースによる導入を支援し、低コストで効率的な森林整備を担いえる林業就業者、林業事業体を確保します。

【緑の雇用担い手対策事業 6, 700 (6, 700) 百万円】

【施業集約化・供給情報集積事業 592 (559) 百万円】

【がんばれ！地域林業サポート事業 100 (0) 百万円】

(2) 美しい森林づくり推進国民運動の展開

別紙1

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1, 433 (1, 118) 百万円の内数】

(3) 森林病虫害対策の推進

松くい虫被害の北上阻止のための防除対策やトキの野生復帰に向けた松林の保全対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の効果的な防除手法を開発します。

【森林害虫駆除事業委託 151 (151) 百万円】

【営巣木等保全整備事業 40 (41) 百万円】

【ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化調査 10 (0) 百万円】

2. 花粉発生源対策の推進

別紙2

花粉症対策品種の開発、苗木の生産量の増大に向けた供給体制の整備を図ります。また、少花粉スギ林への更新・広葉樹林等への誘導を重点的に促進します。

【花粉発生源対策プロジェクト 2, 587 (30) 百万円】

3. 緑資源幹線林道事業の廃止と新たな交付金の創設

緑資源幹線林道事業については独立行政法人の事業としては廃止し、平成20年度からは、残区間を対象に地方公共団体が森林整備等を促進する観点から現行計画を柔軟に見直して行う路網の骨格となる「山のみち」の整備に対して助成を行い、地域活性化を推進します。

山のみち地域づくり交付金等（公共） 7, 000 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

[担当課：林野庁計画課 (03-3501-3842(直))]

美しい森林^{もり}づくり推進国民運動の展開

対策のポイント

美しい森林^{もり}づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林^{もり}づくり推進国民運動」の展開を図ります。
このために必要な活動やPRなどの経費について、民間の運動を支援していきます。

- ・「美しい森林^{もり}づくり推進国民運動」とは、19年2月の美しい森林^{もり}づくりのための関係閣僚による会合で合意され、幅広い国民の理解と協力を得て、以下の政策目標を推進するための運動です。同年6月1日には、民間主導で「美しい森林^{もり}づくり全国推進会議」（代表：出井伸之（株）クオインタムリープ代表取締役）が設置されています。
- ・この運動は、かけがえのない日本の国土を守り、美しい森林^{もり}を子孫に伝えていくものです。
- ・このため、企業、NPO、森林所有者、都市住民等幅広い主体の参画を進めます。

政策目標

以下の事項を目標として、取組を推進します。

- 毎年55万ha、6年間で330万haの間伐により間伐対象森林の8割を「美しい森林^{もり}」にします。
- 100年先を見据えた広葉樹林化等多様で美しい森林^{もり}づくりを推進します。

<内容>

1. 国民全般、企業、NPOを対象とした取組

- (1) 中央及び各都道府県レベルにおける普及啓発活動、企業やNPOなどの森林づくり、地域住民等の参画による手入れの遅れている森林の解消に向けた計画の作成等の美しい森林づくりに必要な活動に対する支援を行います。

美しい森林づくり活動推進事業	252（0）百万円
	補助率：定額、1／2
	事業実施主体：民間団体

- (2) 緑化行事の開催等による国民への普及啓発、企業等の森林づくり活動への参加を促進するための環境整備等を推進します。

地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	168（169）百万円
	補助率：定額、1／2
	事業実施主体：民間団体

(3) 我が国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生態系の新たな保全管理手法の開発等を実施します。

〔「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 32(0)百万円
事業実施主体：民間団体〕

(4) 原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林を維持・保全する保護林の設定の推進を図ります。

〔保護林拡充緊急対策事業 29(0)百万円
事業実施主体：国〕

2. 地域の森林づくりの推進役となる森林所有者等を対象とした取組

地域の林業をビジネスとして展開する経営感覚に優れた森林所有者の養成や、故郷に回帰する団塊の世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援、林業後継者等に対する林業体験学習等を通じた普及・啓発活動等を実施します。

〔林業後継者活動支援事業 91(97)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

3. 不在村森林所有者を対象とした取組

都道府県庁所在地等における「ふるさと森林会議」の開催に加え、司法書士団体と森林組合系統との連携を通じた都市部在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけの強化等により施業の集約化を図り森林整備を推進します。

〔施業集約化・供給情報集積事業 592(559)百万円の内数
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

花粉発生源対策プロジェクトの推進

対策のポイント

スギ花粉発生源対策を飛躍的に加速化させます。

このため、スギ花粉の少ない森林への転換等を重点的に促進します。また、少花粉スギ等の苗木の供給量を大幅に増大します。

- ・スギ花粉症の罹患率は総人口の10%を超えると推計されています。
- ・これまでに開発された少花粉スギ品種は121品種、無花粉スギ品種は1品種です。
- ・少花粉スギ苗木の供給量は、9万本（17年）でスギ苗木全体（約1,500万本）の僅か0.6%に過ぎません。
- ・全国のスギ人工林面積は約450万ha。最近のスギ造林面積は年に約6,000ha程度で、全国のスギ林の更新を図った場合には、現在の苗木の供給体制では700年以上が必要です。

政策目標

- 首都圏等へのスギ花粉の飛散に強く影響を与えると推定されるスギ林について、少花粉スギ林等への転換を進め、10年間でおおむね5割減少させます。
- 少花粉スギ等の苗木の供給量を10年後（平成29年）にはおおむね1,000万本に増大します。（これまでの目標は、平成28年に100万本）

<内容>

1. 無花粉スギ品種等の開発

- （1）無花粉スギと精英樹の人工交配により開発した新品種の早期判定技術の開発を進めます。また、花粉症対策苗木の早期・大量生産技術の開発を進めます。

〔花粉症対策品種開発促進事業 20（0）百万円〕
事業実施主体：民間団体

- （2）無花粉スギに関する遺伝的特性を解明し、また、遺伝子組換えによる花粉発生制御技術の開発を進めます。

【（独）森林総合研究所運営費交付金 10,180（10,317）百万円の内数】

【遺伝子組換えによる花粉発生制御技術等の開発 75（0）百万円】

2. 花粉症対策苗木の生産供給体制の整備

- （1）花粉症対策苗木の増産に不可欠なミニチュア採種園等の整備を推進します。また、花粉症対策品種間の人工交配を行い、花粉症対策苗木の増産を進めます。

〔ミニチュア採種園等緊急整備事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）43（0）百万円〕
補助率：定額
事業実施主体：都道府県

- (2) 花粉症対策苗木の供給量の増大を図るため、新たな挿し木生産（マイクロカッティング）の導入に必要な条件整備を進めます。

〔 広域連携優良苗木確保対策のうちマイクロカッティング生産促進事業 30（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

- (3) 無花粉スギ等を短期間で普及させるため、組織培養により増殖等を行い、都道府県に対し、無花粉スギ等の苗木を供給します。

〔 抵抗性品種等緊急対策事業 48（48）百万円の内数
事業実施主体：民間団体 〕

3. 花粉の少ない森林への転換等の促進

- (1) 首都圏等へのスギ花粉飛散量が多いと推定される発生源地域を対象に少花粉スギ林や広葉樹林等への転換を促進するとともに、少花粉スギ苗木の着実な増産を図ります。

〔 花粉の少ない森林づくり対策事業 2,286（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

- (2) 都市部を対象に、スギ花粉が多く飛散している発生源地域を推定する調査を実施し、花粉発生源対策を効果的に推進します。

〔 スギ花粉発生源調査事業 45（30）百万円
事業実施主体：民間団体 〕

- (3) 都市周辺のスギ人工林等において、広葉樹林や針広混交林へ誘導するための抜き伐り、雄花の多いスギ林分の間伐等を推進します。

〔 森林環境保全整備事業等（公共） 63,608（71,729）百万円の内数
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 〕

4. 国民参加による花粉発生源対策の推進

- (1) 花粉発生源対策により伐採された木材の有効利用を図るため、単板製造施設、ラミナ製造施設等をリースにより導入する場合のリース料の一部を助成します。

〔 木材供給高度化設備リース促進事業 173百万円のうち88（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

- (2) 都市住民等による花粉症対策に効果的な森林づくり活動を支援します。

〔 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 168（169）百万円の内数
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体 〕

(2) 森林資源の利活用による地域の新たなビジネスの創出

【森林資源利活用新産業創出対策 2, 547 (51) 百万円】

対策のポイント

森林や山村の地域資源を利活用した地域の新たなビジネスを創出することにより、林業・木材産業の再生と適切な森林整備、地域の活性化を図ります。

(木質資源利用の可能性)

- ・林地残材や製材工場残材など木質資源の年間発生量は3,120万 m^3 （推計）。
- ・うち、熱エネルギー等としての利用量1,840万 m^3 、未利用量1,280万 m^3 （41%）。林地残材の発生量860万 m^3 （推計）のほとんどが未利用。
- ・2030年頃まで達成すべき生産目標である国産バイオ燃料600万klのうち、木質系からの生産可能量は200万klから220万klと試算（国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表）。
- ・プラスチックの生産量は1,400万t。バイオプラスチックの生産量は8.7万t（推計）。
- ・民有林における間伐材の利用量は284万 m^3 （2005年）。

政策目標

10年後に2,000億円規模のビジネスを創出

<内容>

1. 木質資源を利用した新たな産業の創出への支援

(1) 間伐と木質資源の利用を一体的に推進する取組

間伐により発生する木質資源の安定的な確保及び燃料用等への利用に対する支援を通じて、間伐と木質資源の利用を一体的に進めるモデルを構築し、木質資源を利用した新たな産業の創出と森林・林業の活性化を図ります。

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 573 (0) 百万円】

【提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル整備（森林・林業・木材産業づくり交付金）
400 (0) 百万円】

(2) 森林資源活用型ニュービジネス創造のための製造システムの構築

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術による木質からのエネルギーやマテリアルの製造システムを構築することにより、新たなビジネスを創出し、地域を活性化します。

〔 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 1, 200 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体 〕

2. 森林・山村資源を活用した新たな産業づくり

森林やこれに関連する自然的・文化的資源及び間伐材、広葉樹、竹などの資材を幅広く活用した新たな産業の創出等を支援し、山村を活性化します。

【山村再生総合対策事業 300 (0) 百万円】

【特用林産物消費・流通総合支援対策事業 74 (51) 百万円】

[担当課：林野庁木材利用課 (03-6744-2296(直))]

(3) 木材の加工流通体制の整備と林業生産コスト削減による国産材の競争力の向上

【国産材の競争力の強化 15,868(15,885)百万円】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 9,692(9,756)百万円の内数】

対策のポイント

林業再生の担い手の育成や森林組合等の林業事業体の活性化の支援を通じて、林業生産コストを削減し、国産材の安定供給体制を確立します。また、製材品の品質向上や物流効率化の支援等を通じて、高品質製品生産体制の確立と流通の改革、国産材の利用拡大を進めます。これらにより、国産材の競争力の向上を図ります。

(我が国の素材生産の労働生産性)

- ・我が国の素材生産の労働生産性は全国平均で4.7m³/人日だが、低コスト作業システム（作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システム）を採用し、8.0m³/人日の生産性をあげている事業体も存在。

(我が国の木材利用)

- ・平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え(20.3%)、国産材の利用量は増加傾向。
- ・平成18年の建築基準法改正等により、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり。
- ・木造住宅の構造材に使用される国産材のシェアは、梁・桁では1割弱、柱は約5割どまり。

政策目標

森林施業の集約化に取り組む森林組合の拡大
森林組合員所有森林面積の約4割(19年)→約8割(21年)
木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
1,700万m³(16年) → 2,300万m³(27年)

<内容>

1. 林業再生の担い手の支援と地域の活性化

(1) 多様な技術を有する人材の育成・定着の促進

「緑の雇用」を拡充し、低コスト施業等に必要な技術の向上に向けた取組に対して支援することにより、多様な技術を有する人材の育成・定着を促進します。

緑の雇用担い手対策事業 6,700(6,700)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(2) 提案型集約化施業の推進と不在村森林所有者への働きかけの強化

森林組合等の林業事業体における「森林施業プランナー」の養成の加速化を支援し、森林所有者への積極的な提案により集約化した施業の安定的な受託を推進します。また、司法書士団体と森林組合系統との連携による都市部に在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけを強化します。

施業集約化・供給情報集積事業 592 (559) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

(3) 地域のニーズへのよりきめ細かな対応

森林づくり交付金と強い林業・木材産業づくり交付金の一体化、本交付金を国から市町村に直接交付する仕組みの導入により、地域のニーズによりきめ細かく対応した取組を支援します。

森林・林業・木材産業づくり交付金 9,692 (9,756) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等

2. 低コスト作業システムの普及・定着の促進と低コスト育林技術の開発・評価

路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着を図るため、高性能林業機械のリースによる導入を支援します。また、苗木の運搬から造林、間伐に至るまでの作業工程の低コスト化を図るため、育林技術の開発・評価を行います。

【がんばれ！地域林業サポート事業 100 (0) 百万円】

【低コスト育林高度化事業 36 (0) 百万円】

3. 品質向上と流通効率化などによる木材産業の競争力強化

乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備と邸別配送に対応した物流拠点の整備による流通の改革を進め、地域材利用量の増大を図ります。また、川上と川下の協定等に基づき大ロットでの安定取引を確立するため同業種間の連携を図る者に対して、一層低利の運転資金を融通します。

【地域材生産・物流拠点整備支援対策 895 (0) 百万円】

【木材産業等高度化推進資金（金融措置）】

4. 住宅分野における地域材利用の推進

住宅分野における地域材の利用を拡大するため、住宅の構造材における地域材の新たな利用技術の開発や、森林所有者、製材工場、工務店などの連携による地域材を活用した家づくりの普及を図ります。

住宅分野への地域材供給支援事業 250 (209) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))]

(4) 流域保全のための効率的かつ総合的な国土保全対策の推進 ～ 大規模山地災害総合対策 ～

【治山事業 105,250(112,012)百万円】

対策のポイント

大規模災害に備えるため、既存の施設や森林等を活用する形で効率的に山地防災力を強化します。また、危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策とも一体となって、総合的な治山対策を推進します。

(我が国の山地災害の発生状況等)

- ・「非常に激しい雨(1時間降水量50mm以上)」のアメダス100地点当たり年間発生回数
16.6回(昭和51年～昭和60年平均) → 21.8回(平成8年～平成17年平均)

(気象庁資料より)

- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所(平成17年度末)
- ・山地災害発生箇所数 約3,300箇所(平成18年)
- ・強い降雨現象は頻度が増す可能性が非常に高く、洪水リスクを増加させる。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)作業部会報告書(平成19年4月6日公表)」より抜粋

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された
集落数を平成20年度末までに4,000集落増加
約4万8千集落(15年度) → 約5万2千集落(20年度)

<内容>

1. 治山施設機能強化事業

山地災害の危険性の高い地区において、既存の治山施設の防災機能を強化することにより、大規模な崩壊や土石流等の山地災害による被害を効果的・効率的に防止・軽減します。

治山施設機能強化事業(公共) 1,400(0)百万円
補助率: 1/2等
事業実施主体: 国、都道府県

2. 火山防災林整備促進対策

火山山麓部の森林地帯において、泥流等の流出抑制を図る緩衝帯としての機能を発揮させるための森林の整備や、泥流等を安全に下流に誘導する土塁の設置等を総合的に実施し、火山活動による被害を防止・軽減します。

土砂流出防止林造成事業等(公共) 832(645)百万円の内数
補助率: 1/2等
事業実施主体: 国、都道府県

3. 流域全体を対象とした治山対策の推進

国有林と民有林とが連携して一体的な整備を行う特定流域総合治山事業等により、流域全体を対象とした治山対策を推進し、大規模な山地災害の復旧等を効果的・効率的に進めます。

特定流域総合治山事業等（公共） 53, 586（55, 185）百万円の内数
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

4. 山地災害危険地区情報の再整備

山地災害危険地区の再点検の結果を活用し、山地災害危険地区に関する情報を地域住民等へ提供することにより、迅速な避難を助長し、大規模な山地災害による被害を軽減します。

森林・林業・木材産業づくり交付金 9, 692（9, 756）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：都道府県

5. 森林管理局による迅速・円滑な支援の実施

大規模山地災害発生時における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施します。

[担当課：林野庁治山課（03－6744－2307（直））]

(参考) 森林吸収目標達成に向けた平成20年度の対策について

京都議定書森林吸収目標(1300万炭素トン)の達成を図るためには、平成19～24年度の6年間に於いて、毎年20万haの追加整備が必要。

19年度(初年度)の取組

- 平成18年度補正予算を併せ、23万haの整備に相当する765億円を確保

- ① 平成18年度補正予算 530億円【概ね15万ha】

災害防止を目的とした間伐等の森林づくりを緊急的に措置することを通じて、京都議定書算入対象森林の確保に寄与

- ② 平成19年度当初予算 235億円【概ね8万ha】

○ 水産基盤整備事業・農業農村整備事業との連携等、省を挙げた取組

20年度(2年目)の取組方向

- 平成20年度においては、次のとおり平成19年度補正予算を併せ、20万haを超す(概ね21万ha)追加整備に必要な予算を確保

- ① 平成19年度補正予算 240億円 【概ね6.5万haの整備】

昨年同様、災害防止を目的とした緊急的な間伐に必要な経費を確保し、京都議定書算入対象森林の確保に寄与

- ② 平成20年度当初予算 306億円 【概ね14.5万haの整備】

○ 平成19年度当初予算と同様の取組の継続

- ・ 林野公共予算における森林整備関係予算への重点化 65億円【1.5万ha】
- ・ 農林水産関係事業一体となった森林づくりの推進 150億円【6万ha】
- ・ 定額助成方式による森林整備の実施 22億円【1万ha】

○ 平成20年度当初予算における新たな取組

- ・ 森林整備関係予算へのさらなる重点化 36億円【1万ha】
- ・ 非公共事業を活用した新たな取組 33億円【5万ha】
～ 民間資金の活用、事後精算という新しい方式による高齢級間伐の推進等～

- ③ 平成20年度地方財政措置

追加的な間伐等の適債化と償還にかかる普通交付税措置

(参考)緑資源機構関連予算について

緑資源機構については、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の中間とりまとめを踏まえ、平成19年度限りで廃止するとともに、緑資源幹線林道事業については地方公共団体の補助事業として実施。

水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業については、独立行政法人森林総合研究所において実施し、海外農業開発事業については、独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて実施することとし、これらの事業や円滑な承継に必要な経費を措置。

緑 資 源 機 構

19年度限りで組織廃止

緑資源幹線林道事業

独法事業としては廃止

※完了事業に係る債権債務等は、森林総合研究所が承継・管理

※ 地方公共団体の判断により必要な区間について実施できるよう、新たに「山のみち地域づくり交付金」等を創設するとともに、既設道を円滑に移管するために必要な経費等を措置

【山のみち地域づくり交付金等 7,000(0)百万円】

【幹線林道事業移行円滑化対策交付金 706(0)百万円】

水源林造成事業

事業の透明性、効率性を確保しつつ、森林総合研究所が実施

※ 公益的機能の高度かつ持続的な発揮を図るため、新規契約について長伐期、小面積分散伐採等の方法に見直すとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として間伐等を着実に推進

【28,824(29,701)百万円】

特定中山間保全整備事業

実施中の事業終了(25年度)で廃止

農林道等について必要な見直しを行い、森林総合研究所が実施

※ 計画の見直し、コスト縮減を図りつつ、事業効果の早期発現を推進

【3,187(2,587)百万円】

農用地総合整備事業

実施中の事業終了(24年度)で廃止

森林総合研究所が実施

※ 着実な事業終了に向け、適切に実施

【10,054(13,788)百万円】

海外農業開発事業

事業の効果的・効率的な実施を徹底しつつ、国際農林水産業研究センターが実施

※ 砂漠化防止等地球環境問題への対応に貢献するため、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する調査を着実に実施

【国際農林水産業研究センター運営費交付金のうち 479(0)百万円】

(注)H19年度は海外農業開発調査費として494百万円を措置